

指定基準、報酬等にかかるQ&A(その他)

No.	項目	質問事項	回答
1	県外の障害児の受入れについて	当県の障害児入所施設に、県外の障害児を措置により入所させることができるか。	措置、契約のいずれであっても適切な手続きを踏めば受入れは可能である。
2	利用者の医療行為の判断について	家族や身元引受人のいない利用者の急変時に、医師から手術や延命治療等の判断を求められたときの対応について教えてほしい。	医療機関が施設側に医療行為の同意を求めたとしても、施設側はそれに対する同意権はない。たとえ同意したとしても法的には効力がないとされている。また、成年後見人にも医療行為に対する同意権までは与えられていないというのが現在の解釈。 一方で、家族や身元引受人がいない利用者のことを一番理解しているのは施設職員であるので本人にとって何がベストなのかを医師と考えていただきたい。
3	サービス利用における「介護保険優先」原則について	障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について教えてほしい。	自立支援給付と介護保険給付との適用関係については、介護保険給付が優先される。 しかし、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより、必要な支援を受けられるかどうかを一概に判断するのは困難であることから、市町において具体的な内容を聞き取り、必要としている支援内容について介護保険サービスにより提供を受けられるかどうかを適切に判断することになる。 そのため、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、利用者の意向や真に必要な支援内容等を把握し、介護保険からのサービス提供が可能か否かを適切に判断すべきである。(平成19年3月28日付け厚労省通知参照)
4	施設入所者等の短期入所利用について	施設入所支援や共同生活援助(GH)を利用している者が、土日の帰省中などに短期入所を利用することは可能か。	施設入所者やGH入居者は、原則として短期入所を利用することはできない。しかし、市町が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことが可能。